

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____ 0 _____ 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 100 _____ %（または _____ 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 100 _____ %（または _____ 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の _____ 100 _____ %（または _____ 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

許可番号：13－ユ－310323

事業所の名称：株式会社IJS

事業所の所在地：東京都豊島区巣鴨2-12-3旭本館ビル301
<返戻金制度について>

当社は、下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

1.当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から90日以内(契約書・覚書等で別途定めた場合は当該定めによります)に自己都合を理由に退職された場合、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料を一定料率で返金いたします。

- ・雇い入れ後1箇月未満の退職の場合 90%
- ・雇い入れ後1箇月を超え3箇月未満の退職の場合 50%
- ・雇い入れ後3箇月を超え6箇月未満の退職の場合 10%

詳細は契約書・覚書・申込書等の定めをご確認ください。

以上